自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）に係る事業者選定の公募（プロポーザル方式）について

群馬県警察本部庁舎等において、職員の福利厚生用自動販売機を設置し、清涼飲料水等を販売する事業者について、公募（プロポーザル方式）により選定する。

令和８年１１月１７日

一般財団法人群馬県警察厚生会長
丸山　潤

記

１　業務名

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）

２　業務概要

⑴　業務内容

群馬県警察本部庁舎等（東毛ブロック）に自動販売機を設置し、清涼飲料水等を販売する業務を委託する。

⑵　契約期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、令和１２年３月３１日までの２年間、委託状況に問題等がないと認められる場合、契約期間満了の翌日から１年間毎に延長できるものとする。

３　応募資格

以下の条件をすべて満たしている法人であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑷　当該法人の責めに期すべき事由により、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき群馬県または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しから２年を経過しない者でないこと。

⑸　暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑹　県内に本店支店・営業所を置く者

⑺　当該業務を的確に遂行する体制等を有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者

４　スケジュール

企画提案募集開始	令和８年１１月１７日（火）
質問書提出期限	令和８年１１月２４日（火）
企画提案書提出期限	令和８年１１月３０日（月）
企画提案書審査日	令和８年１２月下旬
審査・選定結果通知	令和９年１月上旬予定

５　質問受付

⑴　受付期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月２４日（火）１５時００分まで

⑵　質問方法

質問書に必要事項を記入し、メールにて送信すること。

⑶　回答方法

令和８年１１月２６日（木）までに質問者に対して回答する。

６　企画提案書の提出

⑴　提出資料

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）公募要領のとおり

(2) 提出方法

原則、直接持参するものとする。

7 審査

企画選定委員会において、提出された企画提案書等の提出書類に基づき、審査を行う。

なお、企画提案者からのプレゼンテーションは行わない。

(1) 審査基準

ア 事業内容の評価（２０点満点）

事業の趣旨・目的への理解・官公庁への営業実績等

イ 販売内容の評価（６０点満点）

- 販売品目の充実度
- 販売価格
- 自販機の利便性

ウ 管理体制・衛生管理の評価（２０点満点）

- 衛生管理体制
- 商品管理（補充体制等）
- 容器の回収及び保守体制

(2) 審査結果の通知

令和９年１月上旬予定

8 契約の締結

(1) 審査により選定された最優秀者提案者と委託契約を締結する。

(2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉をする場合がある。

(3) 契約保証金は、免除とする。

9 その他

(1) 企画提案に係る一切の経費については、企画提案者の負担とする。

(2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(4) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。

10 問い合わせ先

〒371-0026 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県警察本部警務部厚生課内 一般財団法人群馬県警察厚生会

電話番号：027-243-0110内線2801・2806

FAX 027-224-8735

11 公募要領・契約条項（案）・仕様書

(1) 自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）公募要領

- 様式１「企画提案書」
- 様式２「誓約書」
- 様式３「質問書」

(2) 自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）契約条項（案）

(3) 自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）仕様書

【 公 募 】

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）公募要領

1　目的

群馬県警察本部庁舎内等に勤務する職員に対する福利厚生のため、自動販売機を設置し清涼飲料水等を販売する事業者（以下「事業者」という。）について、公募により選定する。

2　業務概要

(1)　業務名

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）

(2)　業務内容

群馬県警察本部庁舎等（東毛ブロック）に自動販売機を設置し、清涼飲料水等を販売する業務を委託する。

(3)　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、令和１２年３月３１日までの２年間、委託状況に問題等がないと認められる場合、契約期間満了の翌日から１年間毎に延長できるものとする。

(4)　販売手数料

毎月の売上金額より５％を一般財団法人群馬県警察厚生会（以下「厚生会」という。）に納めるものとする。

3　委託業務の実施場所及び設置台数等

８台

別表「厚生会設置自動販売機一覧表」のとおり

4　損害賠償

(1)　事業者は、その責に帰すべき理由により施設の設備・備品の全部又は一部を滅失または毀損したときは、当該滅失または毀損による損害額に相当する金額を損害賠償をして支払わなければならない。ただし、事業者が自己の負担により施設等を現状に回復した場合はこの限りでない。

(2)　事業者は施設の使用にあたり、群馬県警察本部または第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を補償しなければならない。

5　応募者の参加資格

以下の条件をすべて満たしている法人であること。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

(2)　銀行取引停止処分を受けている者でないこと

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(4)　当該法人の責めに期すべき事由により、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき群馬県または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しから２年を経過しない者でないこと

(5)　暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

(6)　県内に本店支店・営業所を置く者

(7)　当該業務を的確に遂行する体制等を有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者

6　応募方法等

⑴　公募日程

企画提案募集開始	令和８年１１月１７日（火）
質問書提出期限	令和８年１１月２４日（火）
企画提案書提出期限	令和８年１１月３０日（月）
企画提案書審査日	令和８年１２月下旬
審査・選定結果通知	令和９年１月上旬予定

⑵　提出書類（それぞれ正本１部、副本６部）

ア　様式１「企画提案書」

次の項目を添付すること

（ア）　会社概要説明書（官公庁の営業実績及び営業年数等）

（イ）　販売品目一覧、販売単価

（ウ）　衛生管理体制

（エ）　販売により排出される廃棄物の回収方法

（オ）　防犯管理体制（偽造通貨、偽装紙幣等）

（カ）　商品及び釣銭等の補充体制

（キ）　設置想定機種・回収ボックス等のカタログ（写し可）

（ク）　保守管理体制

イ　履歴事項全部証明書

ウ　納税証明書

エ　誓約書（様式２）

⑶　提出方法

原則、直接持参するのもとする。

⑷　提出先

〒３７１－００２６

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県警察本部警務部厚生課内　一般財団法人群馬県警察厚生会

電話：027-243-0110 内線 2801･2806

7　質問受付

募集内容及び仕様書等に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

⑴　質問方法

様式３「質問書」に必要事項を記入し、メールにて送信すること。（gp-kousei@ar.wakwak.com）必ず、送信した旨、厚生会に電話連絡すること。

⑵　受付期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月２４日（火）１５時００分まで

⑶　回答方法

令和８年１１月２６日（木）までに質問者に対して回答する。

8　企画提案書の提出

⑴　提出期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月３０日（月）１５時００分まで

⑵　提出書類の取扱い

ア　提出された公募書類は、返却しない。

イ　提出された公募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

9　最優秀提案者の選定

⑴　審査方法

企画選定委員会において、提出された企画提案書等の提出書類に基づき、審査を行う。

なお、企画提案者からのプレゼンテーションは行わない。

⑵　審査項目

ア　趣旨・目的の理解（２０点満点）

事業の趣旨・目的への理解・官公庁への営業実績等

イ　販売内容の評価（６０点満点）

販売品目の充実度、販売価格、自販機の利便性

ウ　管理体制・衛生管理の評価（２０点満点）

衛生管理体制、商品管理（補充体制）、容器の回収及び保守体制

⑶　審査結果通知

令和９年１月上旬予定

10　契約の締結

⑴　審査により選定された最優秀提案者と委託契約を締結する。

⑵　優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

⑶　契約保証金は、免除とする。

11　その他

⑴　企画提案に係る一切の経費については、企画提案者の負担とする。

⑵　審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

⑶　提出された企画提案書等の書類の返却はしない。

⑷　提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。

12　問い合わせ先

〒 371-0026　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県警察本部警務部厚生課内　一般財団法人群馬県警察厚生会

電話番号：027-243-0110 内線 2801･2806

FAX　027-224-8735

別表

厚生会設置自動販売機一覧表

東毛ブロック

	施設名	住所	設置場所	種類	台数	使用面積(㎡)	売上実積 (令和7年度)
1	太田警察署	太田市鳥山下町400－5	2階食堂①	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 7，600本
2	〃	〃	2階食堂②	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 9，300本
3	〃	〃	2階食堂③	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 16，200本
4	〃	〃	2階食堂	紙コップ式	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 5，200個
5	大泉警察署	邑楽郡大泉町朝日2－27－1	西庁舎2階廊下	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	新 規
6	館林警察署	館林市赤生田町1828－2	2階食堂	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 9，700本
7	桐生警察署	桐生市清瀬町1－16	2階食堂	清涼飲料水	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 18，000本
8	〃	〃	2階食堂	紙コップ式	1台	1.90m×1.10m 2.09㎡以内	約 3，600個

※ 使用面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

様式１

令和　　年　　月　　日

一般財団法人群馬県警察厚生会
会長　丸山　潤　様

申請者住所
（法人にあっては主たる事業所の所在地）

申請者氏名　　印
（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

企　画　提　案　書

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）について、下記のとおり企画提案を提出します。

記

１　企画提案書(表紙)

⑴　会社概要説明書（官公庁の営業実績及び営業年数等）

⑵　販売品目一覧、販売単価

⑶　衛生管理体制

⑷　販売により排出される廃棄物の回収方法

⑸　防犯管理体制（偽造通貨、偽装紙幣等）

⑹　商品及び釣銭等の補充体制

⑺　設置想定機種・回収ボックス等のカタログ（写し）

⑻　保守管理体制

２　履歴事項全部証明書

３　納税証明書

４　誓約書

様式２

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

一般財団法人群馬県警察厚生会長
丸山　潤　　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

下記の事項について誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

２　下請契約等の相手方（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）。以下同じ。）が暴力団等であること、又は下請契約等の相手方が暴力団等による不当な要求行為を受けたことを認知した場合は警察に速やかに報告すること。

様式３

質問書

件　名	群馬県警察本部庁舎内等（東毛ブロック） 自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託		
質　問　日		※ 整　理　番　号	
事　業　者　名			
担　当　者　名			
電話・メール			
質　問　内　容			

（注意事項）
「整理番号」は記載しないでください。
電子メール等により、回答します。

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）契約条項(案)

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）について、一般財団法人群馬県警察厚生会長　丸山潤を甲とし、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を乙として、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　甲は、甲の会員の福利厚生に資する目的をもって、清涼飲料水等を提供するため、自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務（東毛ブロック）（以下「委託業務」という。」）を乙に委託し、乙は、別紙１の自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づきこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、令和１２年３月３１日までの２年間、委託状況に問題等がないと認められる場合、契約期間満了の翌日から１年毎に延長できるものとする。

（委託業務の実施場所及び台数等）

第３条　委託業務の実施場所及び台数等は、仕様書のとおりとする。

（施設の使用）

第４条　乙は、施設の使用に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　乙は、施設を自動販売機設置以外の用に供してはならない。

（経費の負担）

第５条　乙は、委託業務に伴う次の経費を負担するものとする。

⑴　自動販売機及び設置工事費

⑵　施設使用料及び光熱水費

⑶　その他業務上に必要な経費

（施設使用料及び光熱水費の支払）

第６条　乙は、甲から前条第２号の経費について請求があった場合には、指定された期日までに甲の指定する銀行口座に支払わなければならない。

（業務遂行上の責任者）

第７条　乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（指示及び監督）

第８条　乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

（守秘義務）

第９条　乙は、委託業務の履行にあたり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容について、一切他人に漏らしてはならない。

（一括再委託の禁止）

第10条　乙は、この契約に係る履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、子会社又は関連会社に委託しようとするときは、この限りでない。

（実績報告及び検査）

第11条　乙は、売上実績を明らかにするために、毎月の実績について仕様書記載の各自動販売機ごとに売上実績報告書を作成し、翌月１５日までに甲に提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の売上実績報告書の提出を受けたときは、直ちに内容を検査しなければならない。

３　乙は、事業年度末の売上実績の集計書を翌事業年度の４月３０日までに甲に提出するものとする。

（手数料の支払）
第12条　乙は、売上高の５％を手数料として甲に支払わなければならない。
２　乙は、前条２項の規定による検査に合格したときは、売上実績報告書に基づき、前項に定める手数料を翌月月末までに甲の指定する銀行口座に支払うものとする。
（債務不履行の損害金）
第13条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
（一般的損害）
第14条　乙は、この契約に関し、乙の管理下にある者の故意又は過失により、甲又は第三者に対して不法に損害を与えたときは、その損害賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
（履行不能の処置）
第15条　乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、乙は、当該部分について手数料の支払いを免れるものとする。
（事故報告）
第16条　乙は、この業務の履行に関し事故等を生じた場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、甲に事故等の状況を報告しなければならない。
（契約の解除）
第17条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
⑴　乙が契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと認めたとき。
⑵　正当な理由がなく甲の指示に従わないとき、又は検査の実施を妨げたとき。
⑶　甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。
⑷　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
⑸　本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
⑹　その他この契約書の条項に違反したとき。
２　甲は、前項の規定により契約を解除するとき（前項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として販売単価の平均に年間予定数量を乗じ、当該金額に１００分の１１０を乗じて得た金額の１０分の１に相当する額の支払いを求めることができる。
（暴力団員による不当要求行為があった場合の届出義務）
第18条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。
（契約不適合責任）
第19条　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。
２　甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約

の解除をすることができる。
3　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
（契約消滅時の措置）
第20条　契約期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除したとき、乙は、速やかに施設を現状に回復し返還しなければならない。
2　前項の場合において、乙はこの契約に基づき発生した費用は、これを甲に請求し又は異議を申立て、損害賠償及びその他一切の請求をすることができない。
（変更の届出）
第21条　乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について変更を生じたときは、直ちに書面によって、甲に届けなければならない。
2　前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。
（契約の費用）
第22条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
（信義則）
第23条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上の契約の証として契約書２通を作成し、甲乙記名押印して各自その１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
一般財団法人群馬県警察厚生会長　　丸　山　　潤　印

乙

別紙１

自動販売機設置及び清涼飲料水等販売業務委託（東毛ブロック）仕様書

１　設置場所及び台数等

下記に示した表のとおりとする。ただし、利用状況及びサービス状況を勘案して契約期間中に自動販売機の設置場所及び台数等は、甲と乙の協議により変更できるものとする。

設置庁舎	設置場所	種類	台　数
太田警察署	２階食堂①	清涼飲料水	1
〃	２階食堂②	清涼飲料水	1
〃	２階食堂③	清涼飲料水	1
〃	２階食堂	紙コップ式	1
大泉警察署	西庁舎２階廊下	清涼飲料水	1
館林警察署	２階食堂	清涼飲料水	1
桐生警察署	２階食堂	清涼飲料水	1
〃	２階食堂	紙コップ式	1
計			8

２　契約期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１年間

ただし、令和１２年３月３１日まで２年間、委託状況に問題等がないと認められる場合、契約期間満了の翌日から１年間毎に延長できるものとする。

３　自動販売機販売品目

⑴　種類

清涼飲料水等（缶、ペットボトル等の密閉式の容器入り。紙コップ式）

酒類を除く飲料とする。

⑵　価格

標準販売価格（定価）未満であり、福利厚生の趣旨に沿った価格とする。

４　自動販売機の規格及び条件

⑴　大きさ

１．９０ｍ×１．１０ｍ　２．０９㎡以内

⑵　デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

⑶　省エネ

「照明の自動点滅・滅光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

⑷　低ＧＷＰ冷媒機

地球温暖化係数（ＧＷＰ）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

５　安全対策

⑴　転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

⑵　食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を

尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(3) 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

6 使用済み容器の回収

(1) 回収ボックスの設置

原則として自動販売機１台に１個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、自動販売機の設置事業者間で協議のうえ設置方法及び使用済み容器の回収方法を決定する。

(2) 回収ボックスの規格

ア プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ出たり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

(3) 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

7 自動販売機の設置及び管理運営

(1) 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

(2) 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

(3) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には、即時対応する。

8 電気料等

設置者自らが設置したメーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

メーターを設置しない場合は、自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算する。

9 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては厚生会又は施設管理者の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して厚生会又は施設管理者の確認を受けなければならない。

11　自動販売機設置に伴う事故

厚生会又は施設管理者の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

12　商品等の盗難及び破損

⑴　厚生会又は施設管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、厚生会及び施設管理者はその責を負わない。

⑵　設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13　売上実績報告書

売上実績報告書は、設置する自動販売機ごとに、設置場所、機種、番号、販売品目、手数料率、販売価格、販売個数、販売金額及び手数料額を記載したものとする。

翌月１５日までに、乙は甲に提出するものとする。